

○海老名市環境保全条例  
昭和50年3月31日  
条例第12号  
海老名市環境保全条例

目次

- 第1章 総則(第1条～第3条)
- 第2章 自然環境の保全(第4条～第17条)
- 第3章 生活環境の保全(第18条～第37条)
- 第4章 削除
- 第5章 補則(第39条・第40条)
- 第6章 罰則(第41条～第43条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、めぐまれた自然環境を保護し、市民のより快適な生活環境を確保するため、市長、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにするとともに環境保全に関する施策の基本となる事項を定め、総合的に推進することにより市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(責務)

- 第2条 市長は、前条の目的を達成するため、環境保全に必要な施策を策定し、これを実施する責務を有する。
- 2 事業者は、その事業活動によって自然環境及び生活環境を損なうことのないよう必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する環境保全に関する施策に協力する責務を有する。
- 3 市民は、市長が実施する環境保全に関する施策に協力するとともに、すすんで環境保全に寄与するように努めなければならない。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為で、その規模が500平方メートル以上のものをいう。
- (2) 建築物建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号及び第2号に規定する建築物及び特殊建築物をいう。
- (3) 学校学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。
- (4) 病院医療法(昭和22年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (5) 廃棄物処理法の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物(海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例(平成11年条例第19号)第2条第1号及び第2号に規定する廃棄物を除く。)をいう。

(昭和56条例24・平成11条例7・平成30条例48・一部改正)

第2章 自然環境の保全

(緑化の啓もう普及)

第4条 市長は、市民に対し、あらゆる機会を通じ、緑を守り、つくり、育てるという理念について、その意識の高揚を図り、緑化の推進に努めなければならない。

(昭和56条例24・一部改正)

(居住地等の緑化)

第5条 市民は、市の行う緑化推進事業に協力するとともに、自らも居住地等の緑化に努めるものとする。

第6章 削除

(平成30条例1)

(公共施設等の緑化)

第7条 道路、河川、公園、学校その他の公共施設の管理者は、その管理に属する土地及び建物の屋上等に樹木、花等を植栽し、その緑化に努めるものとする。

2 前項に規定する土地、建物以外の土地又は建物の所有者又は占有者は、同項に準じてその緑化に努めるものとする。

(平成11条例7・一部改正)

(緩衝緑地の設置)

第8条 騒音、振動又は悪臭等の公害を発生するおそれのある施設を有する工場及び作業場等は、規則で定める基準により緩衝緑地をその周囲に設置するよう努めるものとする。

(自然緑地保全区域等の指定)

第9条 市長は、自然環境を保全する必要があると認めるときは、規則で定める基準により土地又は樹木等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の同意を得て、保全すべき区域を自然緑地保全区域(以下「保全区域」という。)に、保存すべき樹木等を自然緑地保存樹木等(以下「保存樹木等」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、海老名市環境審議会条例(平成11年条例第17号)の規定により設置された審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞かなければならない。

3 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当するものについては、これを適用しない。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項又は同法第110条第1項の規定により指定又は仮指定されたもの及び神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)第31条の規定により指定されたもの並びに海老名市文化財保護条例(昭和38年条例第18号)第3条の規定により指定されたもの(無形文化財を除く。)

(2) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により指定されたもの

(3) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園の区域として指定されたもの

(4) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区に指定されたもの

(5) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第22条第1項又は同法第45条第1項の規定により指定されたもの

(6) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第5条及び同法第12条第1項の規定により指定されたもの

(7) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項の規定により指定されたもの

4 市長は、保全区域又は保存樹木等の指定をしたときは、これを表示する標識を設置しなければならない。

5 何人も、前項の規定により設置された標識を市長の承諾を得ないで、移転し、除却し、汚損し、又は損壊してはならない。

(昭和56条例24・平成11条例7・平成17条例5・一部改正)

(保全義務)

第10条 何人も、保全区域又は保存樹木等が大切に保全されるよう努めなければならない。

(保全区域内の行為の届出)

第11条 保全区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 樹木等の伐採、移植及び譲渡

(2) 建築物その他工作物の新築、改築又は増築

(3) 宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質の変更

(4) 土石類等の採取

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、同項の規定は適用しない。

(1) 所有者等が行う通常の維持管理行為

(2) 交通その他の安全上必要な樹木等の伐採

(3) 非常災害のために行う応急措置

(4) 前各号のほか、市長がやむを得ないものと認めた行為

(昭和56条例24・平成11条例7・一部改正)

(行為の変更、中止)

第12条 市長は、前条第1項に規定する届出がされた場合において、当該届出に基づく行為が、保全区域指定の趣旨に沿わなくなると認めるときは、当該行為の変更又は中止を勧告することができる。

(平成9条例23・一部改正)

(所有者等の届出)

第13条 保全区域又は保存樹木等の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 保全区域若しくは保存樹木等の所有権の移転又は管理者の異動を行うとき。

(2) 樹林又は樹木等が枯死又は滅失したとき。

(昭和56条例24・全改、平成11条例7・一部改正)

(助成)

第14条 市長は、保全区域又は保存樹木等の所有者等に対し、樹林又は樹木等の保存に必要な助成をすることができる。

(昭和56条例24・一部改正)

(助言及び指導)

第15条 市長は、保全区域又は保存樹木等の所有者等に対し、樹林又は樹木等の保存に必要な助言及び指導をすることができる。

(昭和56条例24・一部改正)

(指定の効力)

第16条 第9条第1項に規定する保全区域又は保存樹木等の指定は、告示によってその効力を生ずるものとする。

2 第13条第1項に規定する所有権移転等があった場合においても、前項の指定の効力は失われない。

(指定の変更又は解除)

第17条 市長は、第13条第2号の届出によるほか保全区域又は保存樹木等の一部又は全部が、次の各号のいずれかに該当したときは、指定の変更又は解除をすることができる。

(1) 第9条第3項各号に規定する指定等が行われたとき。

(2) 樹林又は樹木等が枯死又は滅失したとき。

2 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、審議会の意見を聞き指定の変更又は解除をすることができる。

3 前条第1項の規定は、前2項の規定により指定の変更又は解除をする場合について準用する。

(昭和56条例24・平成11条例7・一部改正)

第3章 生活環境の保全

(廃棄物等の投棄禁止)

第18条 何人も、公共用地、河川、森林、丘陵、谷間等へ許可なくしては、廃棄物及び土石類等を投棄してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、当該違反行為の停止、原状の回復その他の必要な措置を命ずることができる。

(廃棄物の燃焼制限)

第19条 何人も、燃焼の際、著しいばい煙、有害ガス又は悪臭を発生おそれのあるゴム、いおう、ピッチ、皮革、プラスチックその他の廃棄物は、燃焼させてはならない。ただし、これらの廃棄物を燃焼させることがやむを得ないと認める場合にあつて、法令等に基づく処理又はその他の方法により人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない措置を講じたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、当該違反行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(空閑地の管理義務)

第20条 空閑地の所有者又は占有者等(以下「空閑地の所有者等」という。)は、雑草の繁茂等による環境の阻害を引き起こさないよう当該空閑地を適正に管理しなければならない。

2 市長は、空閑地に雑草が繁茂するなどし、近隣に著しく迷惑を及ぼしていると認められるときは、空閑地の所有者等に対し、雑草の除去及び清掃管理等について、環境保全のために必要な措置を命ずることができる。

第21条 削除

(平成11条例7)

(環境阻害建築物に対する措置)

第22条 市長は、建築物の建築によって、周辺の居住環境を阻害し、公共の福祉に反していると認められるものがあるときは、当該建築物の所有者又は管理者に対し、必要な措置を求めることができる。

(平成11条例7・一部改正)

(学校等の周辺における建築の協議)

第23条 営業を目的とする別表に定める施設を次の各号に掲げる施設の敷地界から100メートルの区域内に設置しようとするときは、市長と協議しなければならない。

(1) 学校(建築基準法第48条第11項ただし書の規定により特定行政庁が許可した学校を除く。)

(2) 病院(建築基準法第48条第11項ただし書の規定により特定行政庁が許可した病院を除く。)

(3) 保育所(児童福祉法(昭和22年法律第264号)第7条に規定する保育所)

(4) 図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館)等社会教育施設及び福祉施設

(平成11条例7・全改)

第24条 削除

(昭和53条例23)

第25条 削除

(平成30条例1)

第26条 削除

(平成11条例7)

(地下水の使用制限)

第27条 地下水を取水し、業務用及び家庭用に利用しようとする者は、取水量その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 現に地下水を取水し、業務用及び家庭用に利用している者は、条例施行の日から60日以内に前項の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

3 市長は、地下水の枯渇及び地盤の沈下が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認めるとき並びに飲料水の確保等公共の福祉に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、地下水の取水を禁じ、一時中断を命じ、又は減量を命ずることができる。

(平成11条例7・一部改正)

(地下水の循環利用)

第28条 何人も、地下水を利用している者は、技術的に可能な範囲でその循環利用を行い、地下水の枯渇及び地盤沈下の防止並びに水資源の確保に努めなければならない。

(工事による地下水枯渇等の措置)

第29条 建築その他の工事を行おうとする者(以下「工事施工者」という。)は、当該工事により地下水の利用に影響を与えるおそれがあると認められるときは、あらかじめ、それに対応する必要な措置を講じなければならない。

2 工事施工者は、当該工事により地下水を枯渇又は汚濁させ、井戸水等に影響を与えたときは、速やかに影響を受けた区域に対し、必要な措置を講じなければならない。

(昭和56条例24・一部改正)

(静穏の保持)

第30条 冷暖房設備、空気調和設備、楽器又は音響機器その他機械器具から発生する音によって、周辺の静穏を害し、睡眠を妨げる状態のときは、当該機械器具の管理者又は使用者は、発生する音量を下げ、若しくは防音装置を施し、又は機械器具の使用を停止して、周辺の居住環境の静穏を保つように努めなければならない。

2 建築工事等に伴う騒音又は振動は、できる限り防止に努めるとともに、午後8時から翌日午前6時までの間は

発生させてはならない。ただし、交通に著しく支障をきたす工事、災害復旧工事その他特殊かつ緊急の工事で市長がやむを得ないと認めた工事については、この限りでない。

(犬等による危険防止と環境の汚染防止)

第31条 犬その他愛がん用の動物を飼育している者は、自己の責任において汚物等を適切に処理し、また、当該動物が、人、家畜等に危害を加えないよう厳重に管理するよう努めなければならない。

(平成11条例7・全改)

(家畜等の飼育者の責務)

第32条 鶏、豚、牛等を飼育している者は、自己の責任において、汚物及び汚水等を処理し、悪臭の発散及びはえ、蚊等の発生防止に努めなければならない。

(昭和56条例24・一部改正)

(交通障害物の除去)

第33条 生け垣その他の樹木等が繁茂し、道路上の空間に及んで、交通の障害となるおそれのあるときは、当該樹木等の所有者等は、これを切除して交通の安全を図らなければならない。

2 市長は、当該樹木等の所有者等が、前項の規定による行為をしなないときは、当該樹木等の所有者等に対しこれを切除することについて必要な措置を命ずることができる。

3 市長は、当該樹木等の所有者等が前項の規定による措置を講じないときは、当該樹木等を切除することができる。この場合において切除に要した費用は、当該樹木等の所有者等の負担とする。

(昭和56条例24・平成11条例7・一部改正)

第34条及び第35条 削除

(平成11条例7)

(土石類等運搬時間の制限)

第36条 砂利採取法(昭和43年法律第74号)の規定により採取した砂利及び開発行為に伴う土石類等は、次の各号に掲げる時間においては、運搬しないよう努めなければならない。

(1) 午後8時から翌日午前6時まで

(2) 学校又は保育所の生徒等が通学又は通所のため、多数利用する道路における午前7時30分から午前9時まで及び午後3時から午後5時まで

(平成11条例7・一部改正)

(屋外広告物の掲出の制限)

第37条 何人も、教育環境を阻害するおそれのある屋外広告物を学校又は保育所の敷地界から100メートルの区域内に掲出してはならない。

(平成11条例7・一部改正)

第4章 削除

(平成11条例7)

第38条 削除

(平成11条例7)

第5章 補則

(立入検査)

第39条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に土地又は建物、工場、作業場等内に立入り、物件及び状況等を検査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(昭和56条例24・一部改正)

(委任)

第40条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第2項、第19条第2項又は第20条第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第23条の規定に違反した者

(昭和56条例24・平成11条例7・一部改正)

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第5項の規定に違反した者

(2) 第27条第1項及び第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項の命令に違反した者

(3) 第39条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(昭和56条例24・平成11条例7・一部改正)

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(平成11条例7・一部改正)

附則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和50年規則第8号で昭和50年5月30日から施行)

附則(昭和53年9月22日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和56年6月24日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成9年10月15日条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附則(平成11年3月18日条例第7号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附則(平成17年3月7日条例第5号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成30年2月1日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附則(平成30年12月28日条例第48号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年5月31日から施行する。